

神奈川県行政書士会報酬額統計調査規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、神奈川県行政書士会会則第 6 4 条第 2 項に基づき、行政書士が業務に関し受ける報酬の額について統計を作成し、公表するための必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規則において「報酬額」とは、行政書士の業務に関し受けた報酬をいう。

(統計調査の対象・実施)

第 3 条 報酬に関する統計調査（以下「統計調査」という。）は神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）が行う。

2 統計調査は 5 年毎に行い、調査を実施する年の 1 月 1 日から同年の 1 2 月 3 1 日までの期間に受領した報酬額を対象とする。

3 統計調査は、調査実施年の 1 月 1 日現在の会員全てを対象とする。

4 統計調査は、実施年の 1 月に行い、同年 3 月末日までに統計を作成し、公表する。

(統計調査の公表)

第 4 条 本会は、調査票の集計後、速やかに統計を作成し、「行政書士かながわ」及び本会が設置するインターネットホームページ等により公表するものとする。

(統計調査票の保存)

第 5 条 本会は、回収した調査票を、統計を公表した日から 3 年間保存しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第 6 条 本会は、回収した統計調査票のデータを、第 1 条に規定する目的以外に使用してはならない。

附 則

この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 5 月 1 7 日から施行する。